

## 基礎資料調査受付にあたっての留意事項

- 今年度においても、入園金や納付金を園則どおり徴収していないケースや、幼稚園が主体となって3歳に満たない幼児（未就園児）を受け入れ、満3歳児と混合で保育を行うなど著しく適正を欠いた運営を行っている園が見受けられます。
- 満3歳児の受入れにあたっては、「満3歳入園児受入れにあたっての留意事項」（平成13年3月23日通知）を参照の上、適正な対応をお願いします。
- 今回の受付では、昨年度に引き続きこの留意事項について確認しますので、「送付状」のチェックリストでお示ししている資料の準備をお願いします。
- なお、関係法令や通知等から著しく逸脱するものや幼稚園教育並びに補助金執行上支障を来すものについては、満3歳児について補助金の対象から除外するとともに、配分上のペナルティも考慮するなど厳正に対処いたします。

### ○ 受付での主な確認事項等

#### 1. 満3歳児を受け入れている場合は、必ず報告を行ってください。

- ※ 私学課から市町村に対し、市町村就園奨励費の交付状況について照会したところ、就園奨励費の対象園児に満3歳児があったにもかかわらず、私学課に報告されていなかったケースがありました。

#### 2. 「園則（最新版）」で、受入れに必要な手続きを経ているかを確認します。

- ※ 園則の変更を行っていない場合、補助の対象となりません。

#### 3. 「出席簿」で、満3歳児の入園時期を確認します。

- ※ 過去、出席簿を確認した際に、満3歳の誕生日以前に受け入れていた園が見受けられました。（未就園児クラスとの区分がなされていないなど）
- ※ 園児でない幼児（2歳児）と満3歳児を混合で保育を行っている場合は、補助の対象となりません。

#### 4. 「入園願書（満3歳児）」で、入園日を確認します。（写しでも構いません。）

- ※ 昨年度の受付では、幼稚園が入園願書をとっていないため、入園日が不明朗となっていた園が見受けられました。

#### 5. 「施設現有状況調べ」では、保育室として使用している部屋を明示していただきます。

（満3歳児だけで学級編制している場合）

- ※ 園舎以外の場所で保育を行っている場合は、補助の対象となりません。  
場合によっては、写真の添付をお願いすることがあります。

#### 6. 「入園案内等の保護者向けプリント」で、入園金や納付金を園則どおり徴収しているかを確認します。

#### 7. 「5月に提出いただいた基礎資料」で、満3歳児が在園するクラスの担当教員を確認します。